

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の 控除に関する明細書（その2）（第7号様式） 記載の手引

（令和4年改正）

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。
 なお、この明細書は、第7号様式（その1）に代えて使用して差し支えありません。
- (2) 内国法人が地方税法第53条第37項及び第321条の8第37項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法第53条第25項及び第321条の8第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
2 「政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無」	地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第9条の7第6項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第9条の7第7項ただし書及び政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人（以下「ただし書適用法人」といいます。）にあつては「有」を、政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文及び政令第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人（以下「本文適用法人」といいます。）にあつては「無」を○印で囲んでください。	
3 「所得税等の額①」	法人税の明細書（別表17(3)の6)付表)の5の欄の金額を記載してください。	
4 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」	法人税の明細書（別表17(3)の6)付表)の31の欄の金額を記載してください。	
5 「法人税の控除額③」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表17(3)の6)の3の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表17(3)の6)の11の欄の金額を記載してください。	
6 「地方法人税の控除額④」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表17(3)の6)の4の欄の金額と法人税の申告書（別表1)の35の欄の金額から法人税の明細書（別表6(5)の2)の8の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表17(3)の6)の15の欄の金額を記載してください。	
各 都 道 府 県 ・ 市 町 村	2以上の都道府県に事務所等を有する法人、都内の市町村と特別区双方に事務所等を有する法人又は都内の2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載してください。	
	7 「従業者数又は補正後の従業者数」	(1) 本文適用法人は、算定期間の末日現在の従業者の数を記載してください。 (2) ただし書適用法人は、第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載してください。
	8 「各都道府県ごとに控除すべき金額⑩」及び「各市町村ごとに控除すべき金額⑬」	⑥の欄の金額を各都道府県及び各市町村ごとの課税標準の分割基準である従業者数又は補正後の従業者数により按分した額を記載してください（当該算定した控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。）。 ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき金額（⑩及び⑬の各欄の金額）は、⑥の（イ）及び（ロ）の各欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき金額の合算額（⑯及び⑰の各欄の金額の合計額）を控除した額を記載してください。
9 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑪」及び「各市町村ごとに算定した法人税割額⑭」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載してください（計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。）。 (1) 東京都の市町村のみに事務所等を有する法人 a ⑪の欄 各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑧の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑨の欄の金額）を加算した金額 b ⑭の欄 各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑤の税額の欄又は⑥の税額の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第20号様式の⑦の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第20号様式の⑧の欄の金額）を加算した金額	

こ
と
に
控
除
す
る
金
額
の
明
細

- (2) 特別区にのみ事務所等を有する法人（他の道府県に事務所等を有する法人に限ります。）
- a 特別区分の⑩の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑫の欄の金額に40分の5.7^{*}を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の特別区分の⑩の欄の金額を加算した金額
- b 特別区分の⑭の欄 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合からaに規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑫の欄の金額に40分の34.3^{*}を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の特別区分の⑩の欄の金額を加算した金額
- (3) 特別区と東京都の市町村の両方に事務所等を有する法人
- a 特別区分の⑩の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑬の欄の金額（同様式の⑬の欄の金額が同様式の⑭の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額）に40分の5.7^{*}の割合を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の特別区分の⑩の欄の金額を加算した金額
- $$\text{第7号の3様式の⑫の欄の金額} \times \frac{\text{同様式の⑬の欄の金額}}{\text{同様式の⑬の欄の金額} + \text{同様式の⑭の欄の金額}}$$
- b 特別区分の⑭の欄 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合からaに規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑬の欄の金額（同様式の⑬の欄の金額が同様式の⑭の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額）に40分の34.3^{*}の割合を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の特別区分の⑩の欄の金額を加算した金額
- $$\text{第7号の3様式の⑫の欄の金額} \times \frac{\text{同様式の⑬の欄の金額}}{\text{同様式の⑬の欄の金額} + \text{同様式の⑭の欄の金額}}$$
- c 東京都の市町村分の⑩の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から、次の式により計算した金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の東京都の市町村分の⑩の欄の金額を加算した金額
- $$\text{第7号の3様式の⑫の欄の金額} - (\text{aにおいて道府県民税の法人税割相当額から控除する金額} + \text{bにおいて市町村民税の法人税割相当額から控除する金額})$$

※ 令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度の申告においては、「40分の5.7」とあるのは「20分の2.9」と、「40分の34.3」とあるのは「20分の17.1」と読み替えてください。